

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(部及び課)</p> <p>第1条 事務局に、総務部、病院事務部及び教務部を置く。</p> <p>2 総務部に、総務課、企画広報評価課、研究支援課、会計課及び施設課を置く。</p> <p>3 病院事務部に、経営企画課及び医療支援課を置く。</p> <p>4 教務部に、学生支援課、図書館情報課及び入試課を置く。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(部及び課)</p> <p>第1条 事務局に、総務部、病院事務部及び教務部を置く。</p> <p>2 総務部に、総務課、企画広報評価課、<u>研究推進課</u>、研究支援課、会計課及び施設課を置く。</p> <p>3 病院事務部に、経営企画課及び医療支援課を置く。</p> <p>4 教務部に、学生支援課、図書館情報課及び入試課を置く。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p><u>(研究推進課)</u></p> <p><u>第4条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 教育研究推進センターの組織及び施設に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 教育研究推進センターの予算及び決算に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(3) 教育研究推進センターと臨床研究支援センターの連絡調整に関すること。</u></p>

(研究支援課)

第4条 研究支援課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

第5条、第6条 (略)

(経営企画課)

第7条 経営企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(11) (略)

(12) 院内がん登録に関すること。

(13) DPC包括評価におけるDPCコーディングデータに関すること。 (新設)

(14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(15) その他病院の経営企画に関すること。

第8条～第15条 (略)

附 則

この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の旭川医科大学事務局組織規程は、平成30年4月1日から適用する。

【改正理由】

平成30年4月1日付で事務局組織の改組が行われたことに伴い、所要の改正を図るものである。

(4) その他教育研究推進センターに関すること。

(研究支援課)

第4条の2 研究支援課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

第5条、第6条 (略)

(経営企画課)

第7条 経営企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(11) (略)

(12) 院内がん登録に関すること。

(13) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。

(14) その他病院の経営企画に関すること。

第8条～第15条 (略)